鹿児島市

令和８年度　介護保険　集団指導資料

― 訪問系サービス資料 ―

１．訪問看護における理学療法士等の訪問について　・・・１ページ

２．訪問系事業所への注意点について　・・・２ページ

令和８年度　介護保険施設等集団指導資料

訪問看護における理学療法士等の訪問について

かねてから本市介護保険事業の運営につきましては、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成２８年４月１５日付で本市より鹿児島市訪問看護連絡協議会様に通知いたしました標記の件につきまして、周知いたします。

下記のとおり取扱いいただきますよう、お願いいたします。

記

理学療法士等の訪問看護については、「その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものである」とされているところであり、**国の通知においても、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定は適当ではない**とされているところです。

平成２１年３月２３日　平成２１年４月改定関係Ｑ＆Ａ（Vol.1）について

（問３８）理学療法士等の訪問については、訪問看護計画において、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定がなされてもよいのか。

（答）リハビリテーションのニーズを有する利用者に対し、病院、老人保健施設等が地域に存在しないこと等により訪問リハビリテーションを適切に提供できず、その代替えとしての訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問が過半を占めることもあることから、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定もあると考える。

本市においても、この通知に基づき、指導を行っており、九州圏内の他中核市でも同様の取扱いをしていることを確認しております。

ただし、本市では、次のような場合は、「等」に含まれるものとして、理学療法士の訪問回数が過半を占める設定を認めております。

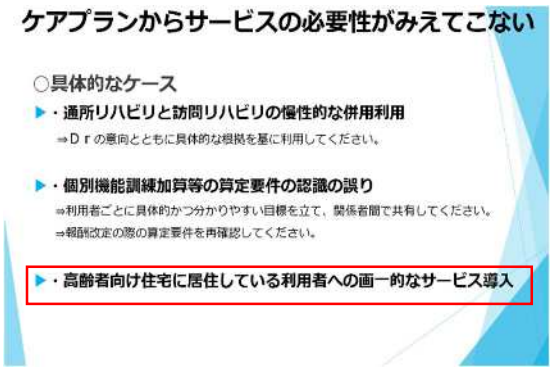
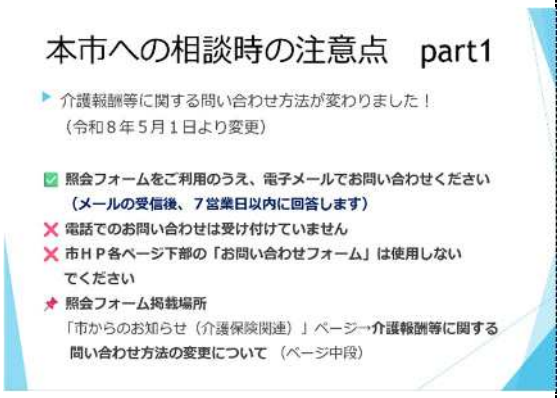
１．利用者の近隣の訪問リハビリテーション事業所が、定員の都合等で、受入が困難な場合。
２．利用者の身体状況及び医療上の必要性から、同一の訪問看護事業所において、看護士等による訪問看護と理学療法士等による訪問看護を提供する必要性がある場合。

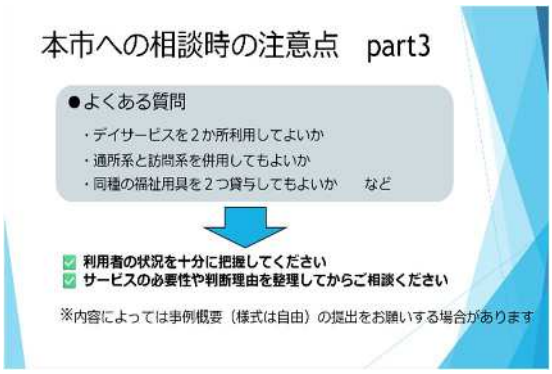
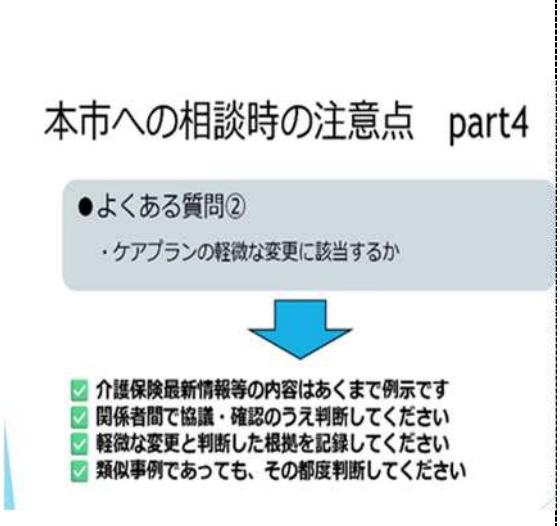
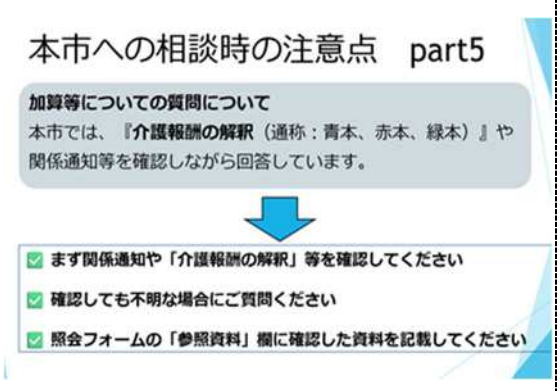
※２については、適切なケアマネジマメントを踏まえた上で、利用者個々の状況を勘案して、やむを得ないと認められた場合に限られるものであるため、安易に計画設定をすることがないようご留意ください。

なお、令和６年度介護報酬改定により、事業所単位で前年度４月から当該年の３月までの理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から８単位減算するようになりましたのでご注意ください。

令和８年度　介護保険施設等集団指導資料

訪問系事業所への注意点について

<table>
<tr>
<td>
</td>
<td>有料老人ホーム等の高齢者向け住まいで生活されている利用者は、サービス内容やサービス事業所、サービス回数などが類似する傾向があります。
訪問事業所でも本当に利用者に必要なサービスか等検討していただき、サービス利用に関して問題があるようでしたらケアマネジャーと話し合うようにしてください。</td>
</tr>
<tr>
<td>
</td>
<td>介護報酬に関するお問い合わせ方法を、令和８年５月１日より変更しております。
鹿児島市のホームページ「市からのお知らせ（介護保険関連）」ページ中段の「介護報酬等に関する問い合わせ方法の変更について」に掲載している照会フォームをご利用のうえ、電子メールでお問い合わせをお願いします。</td>
</tr>
<tr>
<td>
</td>
<td>過誤調整や高額介護サービス費・負担限度額認定などの各種申請に関するお問い合わせは、これまで通りお電話にて受付しております。
人員基準や体制届に関するお問い合わせは、管轄である長寿あんしん課長寿施設係へお問い合わせください。</td>
</tr>
</table>

	“同居家族がいる方へ生活支援を導入してもよいか”、“通所系と訪問系を併用してもよいか”等の質問はケアマネジャーのアセスメントの内容等を確認し検討しております。 利用者のサービス等について質問される際は、まずはケアマネジャーにご相談ください。
	ケアプランの軽微な変更に該当するかについては、介護保険最新情報等に軽微な変更に該当する事例が示されていますが、これらはあくまで例示です。 例示に該当していることのみをもって判断するのではなく、利用者の状況や変更内容を踏まえ、関係者間で十分に協議・確認してください。 軽微な変更に該当すると判断した場合は、判断理由や根拠について記録を残してください。 なお、過去に軽微な変更として取り扱った類似事例であっても、同様に判断するのではなく、個々のケースごとに確認を行ってください。
	加算等についてのご質問を受けた際は、**『介護報酬の解釈（発行所：社会保険研究所）』**や関係通知を確認し、回答しております。 各事業所でも『介護報酬の解釈』や関係通知等をご確認いただいてから本市へご質問いただくようお願いします。